

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録認定細則

(総 則)

第1条 本細則は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条第2項に基づき、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

(登録認定リストの作成)

第2条 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）登録認定細則第2条に定める様式を用いて徳島県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

(登録認定リストの提出)

第3条 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、全国協議会に提出する。

(登録料の収受及び認定証の発行)

第4条 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程第5条第2項の加盟クラブ（以下「加盟クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2 県協議会は、前項により認定証を発行した登録クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

(改 定)

第5条 本細則は、県協議会常任理事会の議決により変更することができる。

附 則

本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附 則

1 本細則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年10月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

2 第3条の適用につき令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「2月末日まで」とあるのを「9月末日まで」とする。

- 3 第4条第2項の適用につき令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「5月末日まで」とあるのを「12月末日まで」とする。